



## 就学援助のおしらせ（令和6年度）

佐倉市では、お子様が学校で楽しく勉強できるように、経済的な事情で給食費や学用品などの費用についてお困りの方に、援助をする制度があります。

この制度のご利用を希望される方は、新年度になってから担任の先生より申請書類を受け取ってください。なお、詳しい案内についてもその時にお渡しします。

申請は随時受け付けております。年度当初から制度適用をご希望の方は、4月下旬が申請期限となりますので、4月以降早めに担任の先生へお申し出くださるようお願いいたします。年度途中からの申請の場合は、申請のあった翌月からが支給対象となります。

なお、前年度申請をしていただき認定となった方で、引き続き新年度も就学援助を継続されたい方についても新たに申請が必要となります。また、新入学に係る学用品費の支給を受けられた方についても就学援助を希望される方は、新たに申請が必要となります。

### 対象となる方

佐倉市立の小・中学校に通学するお子様の保護者で、次のいずれかに該当する方。

1. 生活保護を受けている方（生活保護を受けている方は、申請不要です。）
2. 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に困窮している方（申請が必要）です。所得による制限があります。住宅ローン等の債務の返済によるものは該当しません。）

### 認定基準の目安

一緒にお住まい・単身赴任の方全員分の前年所得を合計し、認定の判定をします。就学援助の認定基準は生活保護基準の1.3倍未満です。なお、生活保護基準は家族の人数や、それぞれの年齢により基準額が異なります。

就学援助の対象となるご家庭の所得合計額は、おおよその目安として次のとおりです。

#### 【就学援助が認定となる合計所得額の目安】

| 世帯人数<br>(同居人も含む) | 世帯の前年の総所得額 |
|------------------|------------|
| 2人               | 約 250万円    |
| 3人               | 約 295万円    |
| 4人               | 約 365万円    |
| 5人               | 約 395万円    |

※世帯人数が同じであっても、各家庭の控除状況や家族構成、年齢構成、扶養児童生徒数などにより認定基準額は異なるため、左記金額は、あくまでも目安です。

※認定の可否は全ての必要書類をご提出いただいた後に判定をいたしますので、事前にお問い合わせいただいても、お答えすることはできません。

### 必要書類

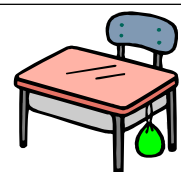
- ①就学援助申請書
- ②世帯質問票
- ③委任状
- ④所得証明書や特別徴収税額通知書など前年中の収入を証明する書類  
（※令和6年1月1日現在佐倉市にお住まいで、所得の申告が済んでいる方は不要です）
- ⑤住宅の賃貸借契約書の写し（該当者のみ）
- ⑥その他の収入等が分かる書類（該当者のみ 例：失業給付、障害年金等）

①・②・③は学校にあります。申請を希望される方は4月になってから担任の先生にご相談ください。

④は、一緒にお住まい・単身赴任の18歳以上の方全員分が必要です。所得証明書は6月中旬以降、令和6年1月1日に在住していた市町村で発行されます。申告をしていない方は取得することができませんので、あらかじめ課税担当課で申告をしてください。

なお、主とした生計者が単身赴任等により不在であっても、その方の所得証明が必要です（海外赴任等、所得証明書が発行されない場合は、勤務先の会社から所得の分かる書類を発行してもらってください）。

※ 申請を希望する場合、申請書と手続きの詳細をお渡しします。必要書類を学校へ提出してください。なお、必要書類が不足する場合、認定判定できません。



## 提出後の流れ

1. 4月下旬までに「申請書」「世帯質問票」「委任状」「賃借人及び家賃月額の分かる書類（賃貸住宅居住者）」「遺族・障害年金の年額のわかる書類（受給者）」「失業による基本手当等の受給額の分かる書類（失業等給付受給者）」等を学校へ提出

申請書と同時に配られる就学援助制度のご案内に、提出期限が記載されています。その期限までに必要な書類の提出がない場合は、年度当初からの認定はできませんので、ご注意ください。

2. 担当民生委員等による家庭訪問及び生活状況の確認

地域の担当民生委員・児童委員の方が、学校からの依頼により申請者の家庭を訪問し、生活状況の確認をさせていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

3. 学校から教育委員会へ各種書類の提出

学校は、各種書類をとりまとめ、教育委員会に提出します。

4. 認定作業及び認定通知、就学援助費の支給

提出後、教育委員会より郵送で結果をご連絡いたします。認定となった方に対する就学援助費の支給については学期ごとに学校を通して行います。

なお、認定作業に期間を要するため、1学期分の支給は2学期当初となります。

| 援助を受けられる費用           |      |   | 令和5年度実績（支給額等は変更となる場合があります）   |
|----------------------|------|---|--|
| 経費                   | 学年   | 年間支給額                                     | 備考   |
| 学用品費・通学用品費           | 小1   | 11,630円                                   | お子様が授業や学校活動に必要な物品、及び通学のために必要な物品の経費です。  |
|                      | 小2～6 | 13,900円                                   |  |
|                      | 中1   | 22,730円                                   |  |
|                      | 中2～3 | 25,000円                                   |  |
| 校外活動費（宿泊を伴わない）       | 小学校  | 1,600円                                    | 遠足などの校外活動の交通費と施設見学料金です（金額は上限）。   |
|                      | 中学校  | 2,310円                                    |  |
| 校外活動費（宿泊を伴う）         | 小学校  | 3,690円                                    | キャンプなど宿泊を伴う校外活動の宿泊費及び交通費、施設見学料金です（金額は上限）。  |
|                      | 中学校  | 6,210円                                    |  |
| 新入学児童生徒学用品費等         | 小学校  | 54,060円                                   | 入学のときに揃える学用品等の経費です。4月の年度当初から認定されている方が対象です。<br>新小学1年生となる方及び新中学1年生となる方については、入学前年度に前倒し支給が可能です。<br>なお、既に前年度に前倒しで支給されている方については、再度の支給はされません。 |
|                      | 中学校  | 63,000円                                   |  |
| ☆修学旅行費               | 小・中  | 全額  | 修学旅行の経費を全額支給します。   |
| 学校給食費                | 小・中  | 全額  | 毎月支払った給食費をお返しします。滞納がある場合、その分は支給額から差し引きます。  |
| 卒業アルバム代              | 小学校  | 11,000円                                   | 卒業アルバムの購入費用です（金額は上限）。  |
|                      | 中学校  | 8,800円                                    |  |
| ☆医療費                 | 小・中  | 医療券をお渡しします（認定前については、領収書を必ず保存し、認定後に学校へ提出）。 | むし歯（う歯）、アレルギー性以外の蓄膿症（慢性副鼻腔炎）、中耳炎、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、アデノイド、寄生虫病の治療費。※保険診療の範囲内  |
| オンライン学習通信費           | 小・中  | 14,000円                                   | 自宅等でオンライン学習を実施する通信費として支給します。   |
| 日本スポーツ振興センター<br>共済掛金 | 小・中  |   | 学校事故等に関する保険の掛け金です。4月の年度当初から認定されている方が対象です。  |

※ 生活保護を受けている方は、☆印の経費のみ対象となります。

お問い合わせ

佐倉市教育委員会 学務課

TEL 043-484-6186